## V 関係法令等

## 浄化槽法(抜すい)

(目的)

第1条 この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もつて生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 浄化槽 便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)を処理し、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道(以下「終末処理下水道」という。)以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。
  - 一の二 公共浄化槽 第12条の4第1項の規定により指定された浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、第12条の5第1項の設置計画に基づき設置された浄化槽であつて市町村が管理するもの及び第12条の6の規定により市町村が管理する浄化槽をいう。
  - 二 浄化槽工事 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をする工事をいう。
  - 三 浄化槽の保守点検 浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。
  - 四 浄化槽の清掃 浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。
  - 五 浄化槽製造業者 第13条第1項又は第2項の認定を受けて当該認定に係る型式の浄化槽を製造する事業を営む者をいう。
  - 六 浄化槽工事業 浄化槽工事を行う事業をいう。
  - 七 浄化槽工事業者 第 21 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けて浄化槽工事業を営む者をいう。
  - 八 浄化槽清掃業 浄化槽の清掃を行う事業をいう。
  - 九 浄化槽清掃業者 第35条第1項の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者をいう。
  - 十 浄化槽設備士 浄化槽工事を実地に監督する者として第42条第1項の浄化槽設備士免 状の交付を受けている者をいう。
  - 十一 浄化槽管理士 浄化槽管理士の名称を用いて浄化槽の保守点検の業務に従事する者 として第45条第1項の浄化槽管理士免状の交付を受けている者をいう。

十二 特定行政庁 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第2条第35号本文に規定する特定行政庁をいう。ただし、同法第97条の2第1項若しくは第2項の市町村又は特別区の区域については、当該浄化槽に係る建築物の審査を行うべき建築主事若しくは建築副主事を置く市町村若しくは特別区の長又は都道府県知事をいう。

(浄化槽によるし尿処理等)

- **第3条** 何人も、終末処理下水道又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に基づくし尿処理施設で処理する場合を除き、浄化槽で処理した後でなければ、し尿を公共用水域等に放流してはならない。
- **2** 何人も、浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する雑排水を公共用水域等に放流してはならない。
- **3** 浄化槽を使用する者は、浄化槽の機能を正常に維持するための浄化槽の使用に関する環境 省令で定める準則を遵守しなければならない。
- 第3条の2 何人も、便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水道以外に放流するための設備又は施設として、浄化槽以外のもの(下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設を除く。)を設置してはならない。ただし、下水道法第4条第1項の事業計画において定められた同法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域内の者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設については、この限りでない。
- 2 前項ただし書に規定する設備又は施設は、この法律の規定(前条第2項、前項及び第51 条の規定を除く。)の適用については、浄化槽とみなす。

(浄化槽に関する基準等)

**第4条** 環境大臣は、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質について、環境省令で、 技術上の基準を定めなければならない。

(中略)

8 浄化槽の清掃の技術上の基準は、環境省令で定める。

(清掃)

第9条 浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従つて行わなければならない。

(浄化槽管理者の義務)

第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年1回(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。 ただし、第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽(使用が再開されたものを除く。)については、この限りでない。

- 2 政令で定める規模の浄化槽の浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務を担当させるため、環境省令で定める資格を有する技術管理者(以下「技術管理者」という。)を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する浄化槽については、この限りでない。
- 3 浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第48条第1項の規定により条例で浄化槽の保守 点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当 該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業 者に委託することができる。

(保守点検又は清掃についての改善命令等)

- 第12条 都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化 槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若 しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
- 2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、10日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

(許可)

- **第35条** 浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。
- **3** 第1項の許可を受けようとする者(以下「清掃業許可申請者」という。)は、環境省令で 定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。
- 4 市町村長は、第1項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨を清掃業許可申請者に通知しなければならない。

(許可の基準)

- **第36条** 市町村長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
  - 一 その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の 基準に適合するものであること。
  - 二 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- **イ** この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を 終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの
- ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- **ホ** その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理 由がある者
- へ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2 第1項の規定若しくは同法第16条の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)又は同法第 7条の3 の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又 は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
- ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その 取消しの日から2年を経過しない者
- **チ** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- **リ** 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法 定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員のうちにイからりまでのいずれかに該当する者があるもの

(変更の届出)

第37条 浄化槽清掃業者は、環境省令で定めるところにより、第35条第3項の申請書及び添付書類の記載事項に変更があつたときは、変更の日から30日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

- **第38条** 浄化槽清掃業者が、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、 当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。
  - 一 死亡した場合 その相続人
  - 二 法人が合併により消滅した場合 その役員であつた者
  - 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
  - 四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人

五 浄化槽清掃業を廃止した場合 浄化槽清掃業者であつた個人又は浄化槽清掃業者であ つた法人の役員

(標識の掲示)

**第39条** 浄化槽清掃業者は、環境省令で定めるところにより、その営業所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

**第40条** 浄化槽清掃業者は、環境省令で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(指示、許可の取消し、事業の停止等)

- 第41条 市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると 認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。
- 2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第 36条第1号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当する ときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の 停止を命ずることができる。
  - 一 第12条第2項の命令に違反したとき。
  - 二 不正の手段により第35条第1項の許可を受けたとき。
  - 三 第36条第2号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。
  - 四 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - 五 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。
- **3** 第 35 条第 4 項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(浄化槽管理士免状)

- **第45条** 浄化槽管理士免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、環境大臣が交付する。
  - 一 浄化槽管理士試験に合格した者
  - 二 環境大臣の指定する者(以下この章において「指定講習機関」という。)が環境省令で 定めるところにより行う浄化槽の保守点検に関して必要な知識及び技能に関する講習(以 下この章において「講習」という。)の課程を修了した者
- **第48条** 都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区とする。)は、 条例で、浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化 槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。

(報告徴収、立入検査等)

- **第53条** 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理 する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。
  - 一 净化槽管理者
  - 二 浄化槽製造業者
  - 三 浄化槽工事業者
  - 四 浄化槽清掃業者
  - 五 第10条第3項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管 理士
  - 六 指定検査機関
  - 七 第42条第1項第2号又は第45条第1項第2号に規定する指定講習機関
  - 八 第43条第4項又は第46条第4項に規定する指定試験機関
- 2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

## 環境省関係浄化槽法施行規則(抜すい)

(使用に関する準則)

**第1条** 浄化槽法(以下「法」という。)第3条第3項の規定による浄化槽の使用に関する準則は、次のとおりとする。

(中略)

三 法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附 則第2条の規定により浄化槽とみなされたもの(以下「みなし浄化槽」という。)にあつ ては、雑排水を流入させないこと。

(以下略)

(清掃の技術上の基準)

- 第3条 法第4条第8項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。
  - 一 多室型、二階タンク型又は変型二階タンク型一次処理装置、沈殿分離タンク又は沈殿分離室、多室型又は変型多室型腐敗室、単純ばつ気型二次処理装置、別置型沈殿室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び汚泥貯留タンク又は汚泥貯留槽の汚泥、スカム、中間水等の引き出しば、全量とすること。
  - 二 汚泥濃縮貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、脱離液を流量調整槽、脱窒槽又はばつ気タンク若しくはばつ気槽に移送した後の全量とすること。
  - 三 嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽の汚泥、スカム等の引き出しは、第一室にあつては全量とし、 第一室以外の室にあつては適正量とすること。
  - 四 二階タンク、沈殿分離槽、流量調整タンク又は流量調整槽、中間流量調整槽、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池、重力返送式沈殿室又は重力移送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び消毒タンク、消毒室又は消毒槽の汚泥、スカム等の引き出しは、適正量とすること。
  - 五 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、流路及びばつ気室の汚泥の引き出しは、張り水後のばつ気タンク、流路及びばつ気室の混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように行うこと。
  - 六 第1号から第5号までの規定にかかわらず、使用の休止に当たって清掃する場合には、 汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とすること。
  - 七 前各号に規定する引き出しの後、必要に応じて単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等 を行うこと。
  - 八 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床及び平面酸化型二次処理装置にあつては、ろ床の 生物膜の機能を阻害しないように、付着物を引き出し、洗浄すること。
  - 九 地下砂ろ過型二次処理装置にあつては、ろ層を洗浄すること。

- 十 流入管きよ、インバート升、スクリーン、排砂槽、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きよにあつては、付着物、沈殿物等を引き出し、 洗浄、掃除等を行うこと。
- 十一 槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、使用の休止に当たって清掃する場合を除き、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。
- 十二 単純ばつ気型二次処理装置、流路、ばつ気室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び別置型沈殿室の張り水には、水道水等を使用すること。
- 十三 使用の休止に当たって清掃する場合には、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈 殿分離タンク、沈殿分離室及び沈殿分離槽の張り水には、水道水等を使用すること。
- 十四 引き出し後の汚泥、スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講じること。
- 十五 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

(保守点検の時期及び記録等)

- **第5条** 浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定による最初の保守点検を、浄化槽の使用開始の直前に行うものとする。
- 2 浄化槽管理者は、法第10条第1項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成しなければならない。ただし、法第10条第3項の規定により保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者(以下この条において「受託者」という。)は、保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可の申請)

- 第10条 法第35条第3項の規定による申請書は、次に掲げる事項を記載したものとする。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 営業所の所在地
  - 三 事業の用に供する施設の概要
- **2** 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次に掲げるものとする。
  - 一 清掃業許可申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - 二 清掃業許可申請者が個人である場合には、その住民票の写し
  - 三 清掃業許可申請者(清掃業許可申請者が浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の 行為能力を有しない未成年者又は法人である場合には、その法定代理人(法定代理人が法 人である場合においては、その役員を含む。)又はその役員を含む。)が法第36条第2号 イから二まで及びへからチまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
  - 四 清掃業許可申請者が次条第4号に該当する旨を記載した書類

五 前各号に掲げるもののほか市町村長が必要と認める書類

(浄化槽清掃業の許可の技術上の基準)

- 第11条 法第36条第1号の規定による技術上の基準は、次のとおりとする。
  - ー スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム 等の引出しに適する器具を有していること。
  - 二 温度計、透視度計、水素イオン濃度指数測定器具、汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内 に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具を有していること。
  - 三 パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等に適する器具を有していること。
  - 四 浄化槽の清掃に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有している こと。

(変更の届出の方法)

第12条 法第37条の規定による変更の届出は、第10条に定める申請書又は添付書類の記載 事項のうち変更があつたものにつき、その内容及び変更年月日を記載した届出書を提出する ことにより行うものとする。

(標識の記載事項等)

- 第13条 法第39条の規定による標識の記載事項は、次のとおりとする。
  - 一 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 許可を行つた市町村長名
  - 三 許可番号、許可年月日及び許可の期間
- 2 法第39条の規定により浄化槽清掃業者が掲げる標識は、様式第1号の4によるものとする。

(帳簿の記載事項等)

- 第14条 法第40条の規定による帳簿の記載事項は、次のとおりとする。
  - 一 清掃年月日
  - 二 清掃を行つた浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び当該浄化槽の設置場所
- 2 前項の帳簿は、毎月末までに、前月中における前項に規定する事項について、記載を終了 していなければならない。
- 3 第1項の帳簿の保存は、次によるものとする。
  - 一 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
  - 二 帳簿は、閉鎖後5年間営業所ごとに保存すること。